

教 職 員 の 勤 務 時 間 適 正 化

新 対 策 プ ラ ン

～さらなる取組推進のための具体的方策～

教職員が心身ともに健康で、児童生徒と向き合う時間
を確保し、教育活動をさらに充実させるために

平成25年2月

兵庫県教職員の勤務時間適正化取組評価検討会

○ はじめに

近年、児童生徒の状況や保護者や社会からの要請が多様化・高度化する中で、教職員の職務は多岐にわたり、その時間的・精神的負担が増大しています。

本県では平成20年度に、「教職員の勤務時間適正化検討委員会」が設置され、教職員の勤務時間の適正化のための具体的方策について協議が行われました。そして、「教職員の勤務時間適正化対策プラン」（以下、「現行の対策プラン」という。）として、8項目91方策の提言がなされました。

これを受けて、県教育委員会では、「学校業務改善実践事例集」の作成配布や学校業務改善指定校の取組成果の普及を図るととともに、調査照会等の見直しなど、教職員の勤務時間の適正化を推進してきました。本年度は、これまでの取組の評価検証と今後重点的に取り組む事項について検討を行うため、「取組評価検討会」（以下、「検討会」という。）を設置しました。

県教育委員会が平成24年6～7月に実施した勤務実態調査の結果では、教職員の勤務状況を平成20年度と比較すると、報告書作成や成績処理、学校行事等にかかわる業務時間の減少、休日の自宅への持ち帰り業務や部活動指導等の時間の半減など、これまでの取組に一定の成果が見られました。しかし、学習指導要領の改訂による授業時数の増加に伴い、授業準備や教材研究等、子どもたちにかかわる業務時間の増加などにより、労働時間の大きな減少は見られませんでした。

このような状況を踏まえ、検討会では、勤務時間の適正化に向けた取組の強化について協議を行い、今後新たに重点的に取り組む方策を加えた「教職員の勤務時間適正化新対策プラン」（以下「新対策プラン」という。）をとりまとめました。

県及び市町組合教育委員会、都市・町教育長会、県・地区・市町校長会、県立学校長協会、県中学校体育連盟、県高等学校体育連盟等の関係団体及び県内の各学校においては、新対策プランの趣旨をご理解の上、具体的方策について積極的に取り組んでいただき、新対策プランを実効あるものとする中で、県内すべての教職員が心身ともに健康で、児童生徒と向き合う時間がしっかり確保され、教育活動がさらに充実されるよう心から願っております。

平成25年2月

教職員の勤務時間適正化取組評価検討会

目 次

I これまでの取組の成果と課題

- 1 教職員の勤務実態……………P. 1
 - (1) 勤務実態
 - (2) 教職員の実感
 - (3) 現行の対策プランの進捗状況
 - (4) 「ノー残業デー」等の実施状況
 - (5) 校務の効率化のための I T 環境の整備状況
- 2 課 題……………P. 4
 - (1) 各種調査結果から判明した課題
 - (2) 取組評価検討会での意見

II 新対策プランの内容

- 1 策定趣旨……………P. 6
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 全体構成
 - (3) 新たな取組
- 2 具体的な取組方策……………P. 8
 - (1) 調査・照会・提出書類の簡素化……………P. 8
 - (2) 校務・業務の効率化・ I T 化……………P. 9
 - (3) 学校事務の改善……………P. 11
 - (4) 研修・会議・出張・研究指定等の見直し……………P. 12
 - (5) 学校行事・事業の見直し……………P. 14
 - (6) 部活動のあり方……………P. 15
 - (7) 外部人材等の活用……………P. 16
 - (8) 勤務環境の整備……………P. 17
- 参考 教職員の勤務時間適正化取組評価検討会 名簿……………P. 19
- 教職員の勤務時間適正化取組評価検討会 開催経過……………P. 19

○ 資料編

各種調査の実施方法等について

資料 1 教職員の勤務時間適正化対策プランの取組評価

資料 2 勤務実態調査（書類調査）結果の概要

資料 3 勤務実態調査（書類調査）結果

資料 4 勤務実態調査（訪問調査）結果

資料 5 教職員の勤務時間適正化対策プラン進捗状況調査結果（抜粋）

資料 6 「ノー残業デー」等実施状況調査結果

資料 7 学校の I T 環境整備状況調査結果

I これまでの取組の成果と課題

1 教職員の勤務実態

(1) 勤務実態

勤務実態調査（書類調査）【別添資料2・3】

- ・時期：平成24年6月4日～7月15日（1校あたり1週間）
- ・対象：133校4,113人（県立高等学校20校1,059人、小学校70校1,612人、中学校35校981人、特別支援学校8校461人）

①概要（教諭・主幹教諭の平日の1日あたりの労働時間の比較）

平日の残業時間は15分増加しているものの、休憩時間の労働時間が15分減少しているため、実質的な超過勤務時間は、ほぼ横ばいであった。

休日（土・日曜日）は、職場での労働時間が30分、持ち帰り労働時間が46分減少した。

平日の超過勤務の縮減が進まなかった一因としては

①学習指導要領の改訂により、

- ・授業時間数が増加し、放課後の時間が少なくなったこと。
- ・授業時間数の増加と新しい指導内容の追加により、授業準備に要する時間が増えたこと。

②平成21年度から正規の勤務時間が15分短縮され、7時間45分となったこと。

などが考えられる。

※参考（労働時間の比較）

※単位は（時間：分）						
	平日			合計	休日	
	①残業時間 (勤務時間開始前+ 勤務時間終了後)	②持ち帰り 労働時間	③休憩時間 内の労働時間	実質的な超過 勤務時間 ①+②+③	④職場での労働 時間	⑤持ち帰り 労働時間
20年度	1:59	0:27	0:31	2:57	1:02	1:00
24年度	2:14	0:26	0:16	2:56	0:32	0:14
差(24-20)	※1 +0:15	▲0:01	※2 ▲0:15	▲0:01	▲0:30	▲0:46

※平日の労働時間の変化（勤務時間及び休憩時間の開始・終了時刻は一例）

	出勤	勤務時間開始	休憩開始(45分)	休憩終了	勤務時間終了	退勤
		8:00	12:00	12:45	16:45	
20年度 (8H 勤務)	①	4H	③	14M	4H	① ②
	残業		休憩		残業	持ち帰り
24年度 (7H45M 勤務)	①	4H	③	※2 29M	3H45M	※1 ① ②
		8:00	12:00	12:45	16:30	

②詳細（特徴的なもの）

ア 平日の労働（勤務時間内の労働+残業）

- ・事務処理等、児童生徒と直接かわからない業務時間が減少し、授業準備に要する時間が増加（小：17分、中：17分、高：24分、特支：42分）
- ・学校行事に要する時間の減少（小：15分、中：7分、高：29分、特支：16分）
- ・部活動時間の減少（中：26分、高：9分）

イ 休日の労働（職場での労働＋持ち帰りの労働）

- ・授業準備時間の減少（小：27分、中：9分、高：16分、特支：20分）
- ・部活動時間の減少（中：51分、高：23分）
- ・成績処理時間の減少（小：25分、中：22分、高：10分、特支：24分）
- ・学年、学級経営に要する時間の減少（小：10分、中：4分、特支：6分）

（２）教職員の実感

勤務実態調査（訪問調査）（面談を行った教職員の意見）【別添資料４】

- ・時期：平成24年9月24日～10月11日（1校あたり1日）
- ・対象：19校211人（県立高等学校6校64人、小学校6校68人、中学校6校69人、特別支援学校1校10人）

①平日の労働

- ・市内の情報担当が集まり、統一の通知表や出席統計等をデータベース化し、かなりの時間短縮になった。
- ・教職員一人1台PCが整備され、校内で共有フォルダを作成したため、調査報告の業務時間が短縮された。
- ・市教委が「校務支援ソフト（市販ソフト）」を全校に導入し、事務処理が効率化した。
- ・伝達事項を電子メールで行い、職員朝会を廃止したことにより、朝の時間に児童生徒と向き合う時間が確保できた。
- ・時間割を工夫して各委員会の会議を授業時間内に行うことで、放課後の会議を減らした。
- ・「ノー残業デー」の設定により、帰りやすい雰囲気ができた。
- ・「ノー会議デー」の設定日は、自分の仕事ができるようになり退勤時間が早くなった。
- ・個別対応や配慮を要する児童生徒及び保護者が年々増加している。
- ・担当する校務分掌によって事務処理の時間の差が大きい。
- ・報告書作成で、データは共有化されているが、不登校に関するものなど、毎週の提出や報告内容が細かいものもあり、時間的な負担となっている。
- ・学校行事は可能な限り精選しており、体験活動を特に重視する小学校においては、これ以上の精選は不可能である。
- ・効率的に時間を確保しようとする教職員とそうでない教職員の意識の差が大きい。
- ・先輩教員が忙しくしているため、若手教員が気軽に授業準備や教材研究について相談することが難しい。

②休日の労働

- ・教材研究や成績処理は基本的に平日でできるので、休日の労働は少なくなっている。
- ・成績処理をするためのデータの自宅への持ち帰りができないので、計画的に処理するようになり、休日に成績処理業務をすることが少なくなった。
- ・平日は生徒指導で時間がとられ、休日に仕事をせざるを得ない。
- ・休日、月2回の「ノー部活デー」が完全実施されず、時間的に負担となっている。

(3) 現行の対策プランの進捗状況

「教職員の勤務時間適正化対策プラン」進捗状況調査【別添資料5】

- ・時期：平成24年5月～8月
- ・対象：神戸市を除く県内全公立学校と全市町組合教育委員会及び県教育委員会事務局関係課

※数値の％表示は、「よく進んでいる」と「進んでいる」の割合の合計

①調査・照会・提出書類の簡素化、見直し・廃止

- ・過去の文書保存、基礎データの作成等で、情報機器等を活用して効率化を進める。
(H21：市町立 91.1%→H24：98.0%、県立 80.6%)
- ・市町組合教育委員会独自の調査について、調査・照会を厳選し、県教育委員会と共通している調査は、データを共有化する等により、最小限にとどめる。
(市町立 H21：83.3%→H24：95.1%)

②研修・会議・出張・研究指定等の見直し・廃止

- ・各学校で校務分掌を検討する等により、学校内の各種委員会等を再整理し、放課後の会議を設定しない「ノー会議デー」を週1回は実施する。
(市町立 H21：79.8%→H24：91.4%、県立 65.3%)
- ・会議資料の事前配布、提案は要点のみの説明等、効率的な進行により時間短縮に努める。また、2時間以上の会議は原則設定しない。(市町立 H21：93.3%→H24：93.1%、県立 70.6%)

③部活動のあり方

- ・各学校の実情に応じて、平日の練習時間（下校時刻）を定めるとともに、月間練習計画表を作成し、効果的な練習に努める。(市町立 H21：92.1%→H24：95.8%、県立 69.8%)

(4) 「ノー残業デー」等の実施状況

「ノー残業デー」等実施状況調査【別添資料6】

- ・時期：平成24年6月13日（県立学校）、平成24年9月20日（市町立学校）
- ・対象：神戸市を除く県内全公立学校

- ・「ノー残業デー」を実施 H23：56.8%→H24：60.9%
- ・「ノー会議デー」を実施 H23：89.2%→H24：94.9%
- ・「ノー部活デー」を実施 H23：91.1%→H24：95.9%

※数値の％表示は、「完全実施」と「大半実施」の割合の合計

- ・「学校業務改善実践事例集」を活用 H23：96.6%→H24：100%
- ・「教育総合サイト」掲載の電子ファイルを活用 H23：77.6%→H24：91.8%

(5) 校務の効率化のためのIT環境の整備状況

IT環境整備状況調査結果【別添資料7】

- ・時期：平成24年10月（市町立学校）
- ・対象：神戸市を除く県内全市町組合教育委員会（41教育委員会）

- ・教職員一人1台のPCの配置 92.7%（38教育委員会）
- ・校内LANの整備 100%
- ・教職員間のグループウェアの整備（校内） 75.6%（31教育委員会）
- ・教職員間のグループウェアの整備（市町内） 58.5%（24教育委員会）
- ・校務支援ソフトの導入 41.5%（17教育委員会）
- ・学校徴収金事務等の外部委託や外部人材の活用 12.2%（5教育委員会）

2 課 題

(1) 各種調査結果から判明した課題

①授業準備や研修企画における教材や資料の収集時間の増加

平日の残業時間は平均で15分増加し、そのほとんどは授業準備の時間の増加
(全校種平均で12分の増加)

学校行事の精選や成績処理のIT化等が進み、平日に教材研究や教具の作成等の時間が確保できるようになり、その効果として、休日に授業準備にかかる時間は減少している。

しかし、訪問調査では、授業準備に関して、若手教員が先輩教員のアドバイスを受ける時間の確保が難しいため、教材研究に必要な資料を探すことに時間を要しているとの意見もあり、授業準備等の資料の整備・提供が必要である。

②会議・打合せ時間の増加

全校種平均で3分の増加

いじめや問題行動、不登校・発達障害等への対応など、学校が組織的に取り組むべき課題が増えている。これらに対応する教職員の共通理解を図るための会議・打合せは重要であり、回数を減らすことは難しいため、より効率的に行う必要がある。

③「ノー部活デー」実施における地域格差

6割弱実施の地域から全校完全実施の地域まで様々

「ノー部活デー」等の定着、引率時の複数顧問による役割分担、平日の活動時間の短縮、休日の活動時間の1日から半日への変更等により、指導に要する時間が減少し、生徒にとっても家庭学習の時間が保障されるなどの効果が見られる。

しかし、「ノー部活デー」の実施率は地域によって差があり、取組が進んでいない地域の市町組合教育委員会に対する働きかけが必要である。

④勤務時間の適正化に向けた教職員の意識改革

超過勤務を縮減しようとする職場の雰囲気づくりが重要

「ノー残業デー」の完全実施が進む学校となかなか進まない学校がある。教職員一人一人が「効率的に業務を進める」、「仕事にオンとオフのメリハリをつける」、「自分や家族の時間を確保する」、「自身の心身の健康の保持増進に努める」などの意識を高める必要がある。

(2) 取組評価検討会での意見

①授業準備や研修企画における教材や資料の収集時間、会議時間の短縮

- ・県教育委員会のホームページへの資料の掲載にあたっては、現場の教職員にとって使いやすいように工夫してほしい。(県立教育研修所のeラーニング的な部分にサイトをつくるのもよいのではないか。)
- ・児童生徒のための会議は最低限必要であり、これ以上の削減は難しいのではないかと。

②「ノー部活デー」等の実施

- ・保護者や地域住民へ十分に周知し、理解を得る必要があるため、市町単位で取り組まなければならない。
- ・年中、試合等がある(オフシーズンがない)ので、そのために練習をせざるを得ない。例え

ば、水泳部でも冬に对外試合があり、学校では練習ができないにもかかわらず、参加せざるを得ない。このような大会スケジュールの管理も教育行政の役割ではないか。

③事務業務のさらなる簡素化

- ・調査、照会等の数は減っているようだが、現場ではそれほど実感がない。今でも同じ内容の調査が、違う部署から現場に届く。県教育委員会内や市町組合教育委員会内のいずれかの部署が責任を持って調整してほしい。
- ・指導要録等の電子化の取組は、県教育委員会がリーダーシップをとって進めてほしい。

勤務時間適正化のさらなる推進のために（経営コンサルタントからの助言）

■教職員の意識改革

- ・多忙を理由に、「整理が面倒・時間がない」として当座をしのぐことは、結果的に自分や他の人の負担を大きくする。改善を実施するとかえって業務量が増え、現場の多忙化を招くのではないかとされるが、改善を検討することによって、教職員の問題意識と課題の自覚が生まれ、この自覚が改善を実践・維持することにつながっていく。
- ・「今日一日をこのように過ごす」といったイメージや、「今日は〇時に学校を出よう」という目標を持つことの意識が、自分の行動を変えていく。
- ・自分たちが会議や打合せに何分の時間を費やしているのかを正確に把握した上で、終了時刻を設定してミーティング形式で情報を共有するなど、時間の割り切りを行うことで、保護者や子どもへの対応の時間を確保することができる。

■市町組合教育委員会や管理職のマネージメント

- ・「組織がどうすれば効果をあげられるか」、「教職員一人一人が力を発揮できるか」という視点で教職員の学年の配置や校務の分掌等を検討するとともに、進捗状況等を常に把握する。
- ・教職員が同じ意識レベルで職務に取り組めるように、ミーティング等を通して情報の共有を促すとともに、ゆとりを持って対応できるよう、常に情報を集め提供する。
- ・個人で対応することが困難な事象が多くなっており、教職員一人一人がすべてに対応しようとすると大変な量になる。グループで動くという概念を持ち、役割を分担することが必要である。そういった体制づくりのための人事異動や学年配置等を行う。
- ・教職員の意識改革は、本人の責任のもとにのみ行われるものではなく、前向きに改善を考える職場風土と声かけ、励まし、共に考え行動できる管理職や教育委員会の存在が必要である。

II 新対策プランの内容

1 策定趣旨

(1) 基本的な考え方

学校を取り巻く状況が急激に変化する中、教育活動のさらなる充実を図るためには、教職員が時間的・精神的に落ち着いた環境のもとで、児童生徒としっかりと向き合うことが重要である。

そのため、勤務時間の適正化にかかる各種調査結果をもとに、現行の対策プランに加え、今後重点的に取り組む新たな方策を追加した「教職員の勤務時間適正化新対策プラン（以下、「新対策プラン」という。）を策定した。新対策プランの各方策については、「すぐに取り組む内容」及び「今後3年間継続して中長期的に取り組む内容」に整理した。

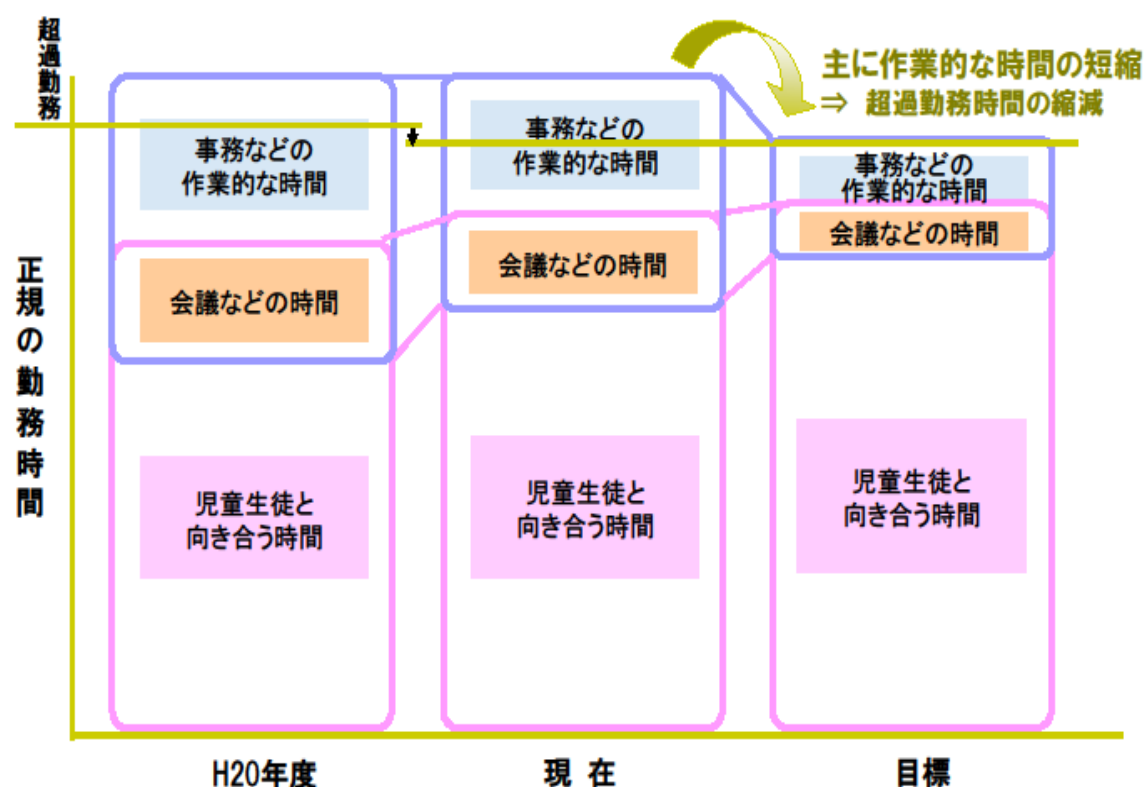
平成25年度以降、この新対策プランに基づき、県立学校及び市町組合教育委員会が所管する県内すべての学校において、事務作業や会議進行の効率化等を一層進めることで、勤務時間全体の適正化を図る。

そのため、県・市町組合教育委員会をはじめ、市町教育長会や校長会、関係団体等が主体的・積極的に教職員の勤務時間の適正化に向けた取組を一層推進するとともに、各学校においては、管理職のリーダーシップのもと、教職員の職務に対する意識改革を行いつつ、学校業務の改善に積極的に取り組む。

（策定にあたって）

- ・ 現行の対策プランの方策のうち、今回新たに策定した方策に包含されるものは削除した。
- ・ 新対策プランの具体的方策の分類項目名は、現行の対策プランに準じた。
- ・ 新対策プランの各方策は類型化し、その概要を（ ）書きで表記した。
- ・ 今回新たに策定した方策は、その番号を□書きとした。

※取組イメージ図



(2) 全体構成

項 目	実施時期	具体的方策数			うち新たな取組方策数
		県・市町組合教委等が主体 (※1)	各学校が主体	合計	
(1)調査・照会・提出書類の簡素化	すぐに取り組む内容	5	1	6	1
	中長期的に取り組む内容	2	1	3	1
(2)校務・業務の効率化・IT化	すぐに取り組む内容	7	3	10	5
	中長期的に取り組む内容	5	0	5	3
(3)学校事務の改善	すぐに取り組む内容	3	2	5	0
	中長期的に取り組む内容	5	1	6	0
(4)会議・研修・出張・研究指定等の見直し	すぐに取り組む内容	6	7	13	4
	中長期的に取り組む内容	8	1	9	6
(5)学校行事、事業の見直し	すぐに取り組む内容	3	2	5	0
	中長期的に取り組む内容	2	1	3	0
(6)部活動のあり方	すぐに取り組む内容	6	6	12	4
	中長期的に取り組む内容	1	1	2	1
(7)外部人材等の活用	すぐに取り組む内容	3	1	4	2
	中長期的に取り組む内容	3	0	3	0
(8)勤務環境の整備	すぐに取り組む内容	9	7	16	5
	中長期的に取り組む内容	4	2	6	1
小 計	すぐに取り組む内容	42	29	71	21
	中長期的に取り組む内容	30	7	37	12
合 計		72	36	108	33

(※1) 都市・町教育長会、県・地区・市町校長会、県立学校長協会、中学校体育連盟、高等学校体育連盟等の関係団体を含む。

(3) 新たな取組 ※ () は新対策プランにおける記載ページ

a 児童生徒と向き合う時間の確保

①授業準備・会議・研修の時間のさらなる短縮

- ア 研修や授業準備支援のための新たな資料等の提供 (P.9)
- イ 県教育委員会が実施する会議や研修の実施方法(回数・時間等)の見直し (P.12・13)
- ウ 学校を支援する人材の育成・活用 (P.16)

②成績処理や報告書作成の時間のさらなる短縮

- ア 校務・業務のIT化のさらなる推進 (P.9・10)
- イ 調査等の事務業務のさらなる簡素化や見直し (P.8)

b 超過勤務の縮減

①「ノー残業デー」等の完全実施

- ア 教職員定時退勤日の設定 (P.17)
- イ 学校の運営方針への「教職員の勤務時間の適正化」の明記 (P.18)

②部活動指導時間のさらなる適正化

- ア 部活動のあり方の再検討 (P.15)
- イ 外部人材の活用促進 (P.15・16)

c すべての学校の業務改善の推進

- ア 平成27年度までに県内すべての学校を新対策プランを推進する学校に順次指定 (P.17)
- イ 学校業務改善担当者会議(県立学校)や情報交換会(市町立学校)の継続実施 (P.18)

2 具体的な取組方策（新たな取組は、番号を□書きとした）

（1）調査・照会・提出書類の簡素化

取組の方向

- ①調査・照会を厳選し、他の類似した調査結果を活用するなど、最小限にとどめる。また、調査を実施する場合は、調査内容を精選し簡素化を図ることで、報告・回答に要する時間を縮減する。

具体的な方策

	県・市町組合教育委員会等が主体 (実施主体の記載がないものは県教育委員会が主体)	各学校が主体
すぐに取り組む内容	(実施方法等の検討) ①提出書類の簡素化、調査回数の縮減等の見直しや廃止を行う。 ②年間一覧表を作成・配布し、各学校の担当者等の事務負担の集中化を防ぐ。また、提出期日にできるだけ余裕を持たせる。 (内容が重複する調査等の見直し) ③調査項目、内容、時期、様式を確認し、重複を防ぎ必要最小限の項目に限定し実施する。 ④市町組合教育委員会独自の調査は、内容を厳選し、県教育委員会と共通している調査は、データを共有化する等により、中止するか調査内容を削除するなど、最小限にとどめる。また、10%以上を目途に見直し・廃止を行う。 (特別支援教育就学奨励費支給事務の改善) ⑤特別支援教育就学奨励費のシステム改修及び審査権限の学校長委任を行い、事務の迅速化、省力化を図る。	(情報機器等の活用) ①調査・照会の報告・回答は、情報機器等を活用し、過去の文書保存、基礎データの作成等の効率化を進める。
中長期的に取り組む内容	(オンライン調査導入の検討) ①「防災教育に係る実態調査」、「オープンスクール（学校公開）実施状況に関する調査」のオンライン調査の全県拡充を図るとともに、オンライン調査の導入を市町組合教育委員会に働きかける。 (学校裁量権の拡大) ②県・市町組合教育委員会は、承認事項を報告事項にするなど、学校にできるだけ裁量権を持たせ、文書処理に係る事務処理の時間を縮減する。	(共有ファイルの活用) ①各種調査・照会の報告様式は、共有ファイルを使用し、事務処理に係る時間の縮減を図る。

(2) 校務・業務の効率化・IT化

取組の方向

- ①学校に提出を求める報告書類は、様式の電子媒体での提供、電子メールでの提出等により、作成や送付の作業の負担軽減を図る。

具体的な方策

	県・市町組合教育委員会等が主体 (実施主体の記載がないものは県教育委員会が主体)	各学校が主体
すぐに取り組む内容	(授業準備のための資料等の提供) ①実践事例（ICT、学力向上、道德教育、小中連携、特別支援教育等）をホームページに掲載し、活用しやすい環境を整える。 (IT化のさらなる推進) ②教職員一人1台のパソコンの配置や校務支援ソフトの導入等、各市町における校務IT化の予算確保を市町組合教育委員会に働きかける。 ③学校業務改善推進校等において電子化された指導要録や通知表等の作成システムを活用し、市町内での標準化を推進するよう市町組合教育委員会に働きかける。 ④学校に提出を求める報告書類はできるだけ電子媒体での提出とし、県教育委員会、市町組合教育委員会等で様式等の共通化を図る。 ⑤県教育委員会のホームページから様式等のダウンロードや電子申請が行えるようにする。 (作業のさらなる簡素化) ⑥学校に提出を求める書類を簡素化するとともに、記入例を添付するなどの効率化を図る。 (グループウェアの活用促進（県立学校）) ⑦教職員が校内メール等により情報を共有し、打合せや文書作成の時間短縮を進めるため、グループウェア（全県立学校に導入済み）のさらなる活用促進を図る。	(校務の分担) ①校内組織をスリム化し、校務分掌の見直しと業務の分担化を進めるとともに、年度途中にも業務量の見直しを行い、特定の教職員に業務が集中しないようにする。 (校務の効率化) ②教育総合サイトを活用し、校務・業務を効率化する。 (削減目標の設定) ③校務・業務の効率化やIT化により、事務処理時間を、例えば20%削減するなど、具体的な目標を掲げる。
中長期的に取り組む内容	(授業準備のための資料等の提供) ①県内各地で行われる研究会等で作成された実践事例等を教育事務所等で集約しホームページに掲載するなど、活用しやすい環境を整える。	

中長期的 に取り組 む内容	(指導要録や通知表等の処理ソフトの共通化) ②指導要録や通知表は様式の統一化・電子化のみならず、処理ソフト自体を共通化し、教職員が異動しても共通で使用できる環境づくりを市町組合教育委員会に働きかける。 (グループウェアの活用事例集の作成) ③グループウェアの活用事例を示すなど、さらなる活用促進を図る。 (報告書等作成手順の標準化) ④学校に提出を求める報告書類等の作成手順について、全県的な標準化を検討する。 (削減目標の設定) ⑤校務・業務の効率化やＩＴ化により、事務処理時間を１５％削減する。	
------------------------------	---	--

(3) 学校事務の改善

取組の方向

- ①事務処理に伴う報告書類や添付書類の簡素化を図るとともに、データ処理の効率化にむけた電子化を進める。

具体的な方策

	県・市町組合教育委員会等が主体 (実施主体の記載がないものは県教育委員会が主体)	各学校が主体
すぐに取り組む内容	(提出書類の簡素化等) ①事務処理に伴う様式の統一化や添付書類の簡素化等、必要書類の精選を図る。 (手引書やマニュアルの作成) ②制度改正に伴う事務処理については、電算システムの改善、手引書・マニュアル・事例集等を整備し、効率化を図る。 (モデル校の指定) ③市町組合教育委員会と連携してモデル校を指定するとともに、民間の経営コンサルタントの指導助言を受けるなどし、学校で行われている具体的な事務・事業を検証し、事務・事業の精選、様式、事務手続の改善等に取り組む。	(様式の共通化) ①市町内の各学校で連携し、調査及び報告書類の様式を共通化するとともに、電子媒体化する。 (削減目標の設定) ②事務処理にかかる時間を、例えば20%削減するなど、具体的な目標を掲げる。
中長期的に取り組む内容	(データの共有化や様式の共通化等) ①データの共有化による事務の簡素化と近隣校での事務の共同体制のあり方について検討する。 ②市町組合教育委員会や各学校と連携し、調査及び書類の様式の共通化を進める。 (補助人材の配置) ③市町組合教育委員会は、事務処理を補助するための人材配置等について検討する。 (対応マニュアルの作成) ④授業料や学校給食費等の諸費の未納保護者等の課題を解決するための取扱要綱等の再検討を行うとともに改善方針を定め、事務処理を円滑に進めるための対応マニュアル等を作成する。 (削減目標の設定) ⑤事務処理にかかる時間を15%削減する。	(共通化様式の活用) ①県や市町で共通化された様式を活用する。

(4) 研修・会議・出張・研究指定等の見直し

取組の方向

- ①会議・研修等の目的や内容を見直し、協議・研修内容を精選することで、回数や時間の縮減を図る。また、支障がない場合は、できるだけ長期休業中に実施する。
- ②各学校においては、校務分掌を検討し、学校内の各種委員会を再構築し、構成員を精選する等により出席回数の縮減を図るとともに、資料の事前配布等により効率的に進行する。

具体的な方策

	県・市町組合教育委員会等が主体 (実施主体の記載がないものは県教育委員会が主体)	各学校が主体
すぐに取り組む内容	(研修資料等の提供) ①各事業、研究指定校における取組成果等、校内研修の効果的な進め方に関する資料をホームページに掲載し、準備等に要する時間の縮減を図る。 (会議等のさらなる効率化) ②「学校業務改善実践事例集」に掲載している先進的な取組事例を、「学校業務改善情報交換会（各教育事務所）」や「学校業務改善担当者会議（県立学校）」において周知する。 (会議設定の再検討) ③県庁及びその周辺だけでなく、出席対象校に応じて合理的な会場を検討するとともに、伝達事項は悉皆研修の場を活用するなど、時間の短縮等を図る。 (研修実施方法の再検討) ④担当者のみの出席とするほか、全県単位だけでなく、各教育事務所単位等での実施や開始終了時刻の配慮を行う。 (ノー会議デーの実施) ⑤県内すべての学校で週1回の「ノー会議デー」の実施を推進する。 (研究指定等のあり方の検討) ⑥市町組合教育委員会や校長会等は、研究指定や学校公開研究会の目的や内容のあり方を検討する。	(会議の効率化) ①会議資料は事前に配布し、提案は要点のみ説明するなど効率的に進行する。 ②2時間以上の会議は原則設定しない。会議終了時刻を予め設定する。 (会議の開催方法の工夫) ③校務分掌を検討する等により、学校内の各種委員会等を再構築し、会議回数を縮減するとともに、構成員を精選し、会議の出席者を最小限にとどめる。 ④時程表の工夫により、関係教職員が空き時間等を利用して会議を開催できるようにし、放課後の会議回数を縮減する。 ⑤研修や会議をできるだけ長期休業中に実施する。 (ノー会議デーの実施) ⑥放課後に会議を設定しない「ノー会議デー」を週1回は実施する。 (削減目標の設定) ⑦会議・研修等に係る準備及び開催日数を、例えば20%削減するなど、具体的な目標を掲げる。

中長期的 に取り組 む内容	(研修資料等の提供) ①各学校が計画的な校内研修のあり方を検討するため、教育内容に関係する法令及び諸資料を整理し、年度ごとの重点課題を明示した研修資料を作成・配布する。 ②ネット上のトラブルについて、事例を踏まえた校内研修パッケージを作成し、ホームページに掲載する。 (研修回数の精査) ③新学習指導要領の全面実施、様々な教育課題への対応のための研修を、県内の進捗状況を考慮しつつ精査・見直を行う。 (「災害対応マニュアル」作成の負担軽減) ④「学校防災マニュアル」を改訂し、その内容について研修を実施することで、各学校の災害対応マニュアル作成の負担を軽減する。 (会議の回数や内容のさらなる精査) ⑤校外での諸会議の開催について、さらに回数を減らすなどの精査を図るよう、市町組合教育委員会や校長会等の関係団体に働きかける。 ⑥校内委員会での検討内容を整理し、年度ごとに内容の重点化を図るよう、研修会等を通して周知する。 ⑦市町組合教育委員会や校長会等が開催する会議について、同日開催・共同開催により出張回数の縮減を図る。 (縮減目標の設定) ⑧会議・打合せ、研修の時間を20%削減する。	(削減目標の設定) ①会議・打合せ、研修の時間を20%削減する。
------------------------------	---	--

（５）学校行事・事業の見直し

取組の方向

- ①既存事業の成果を検証し、事業の見直しや廃止を行うとともに、新たな課題に対応するための内容の再構成等を行う。
- ②県内すべての学校が同じ条件で実施する悉皆事業について、事業内容ごとに検証を行い、各市町や学校の実態を鑑み、事業によっては選択・希望を可能とするなど、実施方法を検討する。

具体的な方策

	県・市町組合教育委員会等が主体 (実施主体の記載がないものは県教育委員会が主体)	各学校が主体
すぐに取り組む内容	(主催事業の見直し) ①県教育委員会主催事業の見直しや廃止を進める。 ②市町組合教育委員会主催事業の見直しや廃止を進める。 ③校長会主催事業の見直しや廃止を進める。	(行事のさらなる精選) ①行事の内容や成果、実施や準備のあり方を再点検し、行事の重点化を図る。 ②例えば、行事の準備及び実施日数について、20%削減するなど、具体的な目標を掲げる。
中長期的に取り組む内容	(悉皆事業の実施方法の検討) ①悉皆事業について検証し、希望制や選択制にするなど、実施方法を検討する。 (事業の整理・統合) ②市町組合教育委員会及び校長会は、県教育委員会が実施している事業と同様事案について、整理・統合を行う。	(行事のさらなる精選) ①地域や保護者との連携による行事等について、連携のあり方や役割分担を調整し、地域の実態に応じた精選及び縮減を進める。

(6) 部活動のあり方

取組の方向

- ①教職員の負担を軽減するため、部活動を行わない「ノー部活デー」の取組を徹底するとともに、学校教育における部活動の意義も踏まえ、部活動のあり方について見直しを図る。
- ②スポーツ障害や燃え尽き症候群等の防止、学業や地域活動との両立、家族とのふれあいの観点からも、適切な部活動の運営に努め、生徒及び教職員のゆとりを確保する。
- ③上記の趣旨について、市町組合教育委員会や各学校を通じて、保護者等に周知を行い理解を得る。

具体的な方策

	県・市町組合教育委員会等が主体 (実施主体の記載がないものは県教育委員会が主体)	各学校が主体
すぐに取り組む内容	(「ノー部活デー」の徹底) ①部活動を統括する関係団体(中体連・高体連・高文連)に対し、「ノー部活デー」の趣旨徹底と効率的な練習計画、試合計画等の立案、1回の部活動の最長時間の設定など練習時間短縮の推進を働きかける。 (地域人材のさらなる活用) ②市町組合教育委員会を通じ、地域のスポーツ人材(外部指導者)の確保を図る。 ③外部指導者の派遣等の市町独自の支援や、外部指導者の役割の明確化、研修機会や待機場所の確保など、活動しやすい環境づくりを市町組合教育委員会に働きかける。 (部活動のあり方検討) ④スポーツ障害や燃え尽き症候群等の防止、学業と地域活動との両立、家族とのふれあいなど、安全かつ効果的な運営に向け、部活動のあり方を検討する。 (部活動の合同実施) ⑤中体連・高体連及び地域のスポーツ団体・文化活動団体と連携を図り、小規模校において複数校による合同部活動やスポーツ団体等との合同活動のモデル事業を実施する。 (競技大会開催の見直し) ⑥市町組合教育委員会は、市町レベルの競技大会の開催時期、運営方法等の見直しを主催団体に働きかける。	(顧問の複数配置) ①部活動顧問の複数配置を行う。 (効果的な練習の実施) ②各学校の実情に応じて、平日の練習時間(下校時刻)を定めるとともに、月間練習計画表を作成し、効果的な練習を行う。 (「ノー部活デー」の実施) ③県内すべての学校で、平日最低週1日以上「ノー部活デー」を実施する。土曜日、日曜日等の休業日は、最低月2回以上の「ノー部活デー」を実施するとともに、実施できなかった場合は、平日の代替日を設定する。 ④試合等の日程も考慮した上で、「ノー部活デー」の学校単位での一斉実施を目指す。 ⑤保護者の理解を得るため、学校だより等を活用し、「ノー部活デー」の趣旨と実施日を周知する。 (参加大会の精選) ⑥各競技大会の目的・内容・経費負担等を十分検討し、参加する大会を精選する。
中長期的に取り組む内容	(大学や民間企業等の外部人材の活用) ①学校と大学、民間企業等との連携のあり方について検討する。	(部活動の整理・統合) ①生徒や保護者の理解を得ながら、部活動の整理・統合を検討する。

(7) 外部人材等の活用

取組の方向

①学校現場の負担となっている職務について、外部人材等の活用により軽減を図る。

具体的な方策

	県・市町組合教育委員会等が主体 (実施主体の記載がないものは県教育委員会が主体)	各学校が主体
すぐに取り組む内容	(学校を支援する人材の有効活用) ①学校支援チーム、スーパーティーチャー等、各教育事務所・教育振興室に配置している人材のさらなる活用を図るため、管理職研修等において活用方法を周知する。 (ボランティアの育成) ②「学校支援地域本部事業」の地域コーディネーター等を対象とした研修等で成功事例等を紹介するとともに、地域住民が学校教育を支援する取組をさらに進めるよう、市町組合教育委員会に働きかける。 ③教員志望の学生ボランティアによる学校支援制度等を大学と連携して拡充するよう、市町組合教育委員会に働きかける。	(ボランティアの活用) ①保護者や地域住民等のボランティアの協力を積極的に得る。
中長期的に取り組む内容	(各教育委員会の支援体制の整備) ①市町組合教育委員会は、苦情処理や保護者対応への行政サポートなど、各学校を支援する体制づくりを検討する。 (事務等の外部委託) ②市町組合教育委員会は、学校徴収金の会計事務等、学校現場の負担となっている事務処理等の外部委託を検討する。 ③市町組合教育委員会は、給食費の未納保護者に対して、学校の教職員ではなく、第3者機関等が代行するシステム等について検討する。	

(8) 勤務環境の整備

取組の方向

- ①「記録簿」(市町立学校)及び「正規の勤務時間以外の従事時間申告表」(県立学校)への記入指導と週休日の振替や勤務時間の割振変更等を適切に実施するよう、市町組合教育委員会と連携し、各学校長へ周知徹底を図る。
- ②「ノー残業デー」の完全実施などの取組の徹底を図ることで、決められた時間で仕事を完了するなど、教職員の職務や勤務時間に対する意識を改革する。

具体的な方策

	県・市町組合教育委員会等が主体 (実施主体の記載がないものは県教育委員会が主体)	各学校が主体
すぐに取り組む内容	(教職員定時退勤日の設定) ①これまでの「ノー残業デー」に替え、教職員定時退勤日を週1回設定するとともに、その完全実施にむけ、保護者や地域住民、関係機関・団体等に対し、実施の趣旨の周知と理解の促進を図るよう、市町組合教育委員会に働きかける。 (新対策プラン推進校の指定) ②平成27年度までに県内すべての学校を、新対策プランを推進する学校に順次指定する。 (業務改善の取組の普及) ③学校業務改善担当者会議(県立学校)や学校業務改善情報交換会(市町立学校)を継続実施し、新対策プラン推進校の取組や「学校業務改善実践事例集」の取組事例のさらなる普及を図る。 (労働時間の適正な管理) ④すべての教職員が「記録簿」「従事時間申告表」を記載するよう、記載時間を各学校で設定するとともに、管理職が勤務時間の割振変更や週休日の振替を適切に行うよう周知徹底する。 ⑤勤務時間の割振変更対象業務の拡充について検討する。 (年次休暇の取得促進) ⑥すべての教職員に少なくとも年間10日間の年次休暇を計画的に取得させるよう、管理職に周知徹底する。 (労働安全衛生管理体制の整備) ⑦労働安全衛生法改正の趣旨を踏まえ、労働安全管理体制の整備について、引き続き市町組合教育委員会に働きかける。	(教職員定時退勤日の実施) ①週1回の教職員定時退勤日を設定し、管理職はその完全実施のための具体的方策を実施する。 (勤務時間の適正化) ②管理職は、すべての教職員が一斉に「記録簿」「従事時間申告表」を記載する時間を設定し、教職員の勤務時間の適正な管理を行う。 ③管理職は教職員の健康に気を配り、週休日の振替や勤務時間の割振変更を適切に行う。 ④休憩時間の目的をふまえた、ゆとりある時程表を作成する。 (年次休暇の取得促進) ⑤すべての教職員が少なくとも年間10日間の年次休暇を計画的に取得できるよう取り組む。 ⑥管理職は校務分掌の業務内容及び業務量を踏まえ、担当を複数配置するなど、教職員が年次休暇を取得しやすい職場環境づくりを進める。

	(勤務時間の適正化に向けた取組体制等の強化) ⑧市町組合教育委員会は、勤務時間の適正化に向けた委員会等を設置するとともに、その定期的な開催を通して、勤務時間の適正化に向けた具体的な方策を推進する。 ⑨県教育委員会及び市町組合教育委員会は、所管する各学校における勤務時間の適正化に向けた具体的な取組状況を定期的に把握する。	(教職員の意識改革) ⑦職員会議等で勤務実態にかかわる意見交換の機会をもち、勤務時間の適正化に対する教職員の意識改革を進める。
中長期的に取り組む内容	(学校運営方針への位置づけの明確化) ①管理職の目標管理の項目に「教職員の勤務時間の適正化」に関連する内容を盛り込み、学校運営の重点項目として取り組むよう市町組合教育委員会に働きかける。 (勤務時間の適正化にむけた取組の推進) ②市町組合教育委員会や県都市教育長会議及び県町村教育長会と連携し、勤務時間の適正化に向けた協議を進める。 ③校長会・校長協会と連携し、勤務時間の適正化に向けた協議を進める。 (縮減目標の設定) ④県教育委員会及び市町組合教育委員会は、所管する各学校の超過勤務時間を20～30%削減する。	(超過勤務の縮減) ①緊急時の対応や保護者の理解に配慮しながら、勤務時間終了後、留守番電話等への切り替えや対応窓口の市町組合教育委員会への集約等により、超過勤務の縮減を進める。 (縮減目標の設定) ②さまざまな方策の実行により、超過勤務の時間を現在より20～30%削減する。

参 考

教職員の勤務時間適正化取組評価検討会 名簿

名 前	所 属・職 名
中嶋 敏博	朝来市教育委員会 学校教育課参事
大久保 友弘	洲本市立洲本第三小学校 校長
養父 雄一	小野市立小野南中学校 校長
常陰 則之	兵庫県立加古川東高等学校 校長
川原 芳和	兵庫教育文化研究所 運営委員
岸本 和人	高砂市立中筋小学校 教諭
加藤 博康	県立三田祥雲館高等学校 主幹教諭
松岡 敦之	県立播磨南高等学校 教諭
苦瓜 一成	兵庫県立龍野高等学校 事務長
西山 和枝	三田市立長坂中学校 学校副主幹

県教育委員会事務局

小南 克己	総 務 課 長
小山 智久	教 育 企 画 課 長
長谷川 宜成	義 務 教 育 課 長
森下 伊一郎	特 別 支 援 教 育 課 長
中野 憲二	高 校 教 育 課 長
永井 邦治	体 育 保 健 課 長
冨田 哲浩	教 職 員 課 長

教職員の勤務時間適正化取組評価検討会 開催経過

	開催期日	内 容
1	平成24年10月23日(火)	(1)教職員の勤務実態調査結果 (2)教職員の勤務時間適正化に向けた今後の取組
2	平成24年12月20日(木)	(1)教職員の勤務時間適正化新対策プランの内容案